2008年3月に改訂・告示された幼稚園教育要領。今回の改訂では、何を押さえておくべきでしょうか。ベネッセ次世代育成研究所では、2月にシンポジウムを開催し、幼稚園教育要領改訂のポイントについて、中央教育審議会幼稚園教育専門部会で主査を務められた無藤隆先生に基調講演をしていただきました。そのときのお話をご紹介します。









特集

幼稚園教育要領

改訂のポイン

無藤隆先生 (白梅学園大学子ども学部教授)





歴史的な大転換期を迎えた幼稚園教育 「4つのつながり」から新しい局面が生まれる

逆風と順風の両方を受ける、 変わり目にある幼稚園教育

本日は、幼稚園教育要領の改訂を中心にお話ししたいと思います。

まずは、改訂のスケジュールを確認しましょう。3月の告示後、5月か6月には「解説書」が発表されます。更に夏頃、文科省が全国的な説明会を行った上で、秋には「伝達講習」が実施されるでしょう。そして、09年度には新たな幼稚園教育要領が実施に移されます。

今回の改訂は、それほど大きなものではありません。ご存じの通り、幼稚園教育要領は89年に大改訂され、98年に若干修正されました。今回は現行の内容には手を加えず、いくつかの項目を追加するだけの改訂です。

ただし、その背景として、明治期にさかのぼる日本の幼稚園の歴史を振り返っても、現在の幼稚園教育が非常に大きな変わり目を迎えていることは、十分に理解していただきたいと思います。おそらく、この先の5年ほどで、様々な議論が進められて具体的な変革の方向性が打ち出されるでしょう。

具体的には、どのような方向に進むのでしょうか。現在の幼稚園教育は少子化と地方自治体の財政難という難題に直面しています。この先も地方分権化の流れが進み、幼稚園を含む学校教育は、ますます地方自治体にゆだねられるでしょう。その状況で、10年後、現在の幼稚園の数が維持されるはずはありません。統廃合される園が出てくるのは自明です。

しかし一方では、幼児教育を重視する流れが強まっているのも、また事実です。それをはっきりと示すのが、先般の教育基本法の改正で幼児期の教育について明記されたことです。これにより、小学校や中学校につながる学校教育の始まりとして、幼児教育が明確に位置づけられました。続く学校教育法の改正で幼稚園教育の目標が明記されたことでも、幼児教育の重要性は法的に認められました。

法律だけではありません。社会全体で幼児教育の重要性に対する認識が広まりつつあり、多くの政党は選挙公約に幼児教育や保育の充実を掲げています。とくに政府与党は、小泉内閣が骨太の方針を出して以来、幼児教育の無償化について議論しています。財政事情を考えると、その実現は難しそうですが、少なくとも、義務教育に準ずる教育として全国民が幼児教育を受けるべきという共通認識が広まっていることを表していると言えるでしょう。

保育所保育指針の改定により 保育所との連携が重要に

そうした大きな流れの中で、<u>これまでの幼児教育で分断されていた4つの「つながり」を重視する動き</u>が、ここ数年で顕著になりました。これからの5年間では更なる進展が予想されます。幼稚園の今後を理解する上で不可欠な、この4つのつながりについて説明しましょう。

その1つは、幼稚園と小学校のつながりです。幼児期と学童期は別々の教育ですが、当然ながら、学びや発達には連続性があります。ただし、これは幼稚園で小学校教育の準備をしろ、あるいは逆に小学校に幼児教育を取り入れるということではありません。幼小連携がキーポイントになりますが、それについては後ほど改めて言及しましょう。

2つめは、幼稚園教育と保育所保育のつながりです。ここで幼稚園教育要領と同時期に改定される保育所保育指針について簡単にご説明しましょう。幼稚園教育要領とは異なり、保育所保育指針の改定は非常に大きなものです。既に08年3月に厚生労働省から告示と解説書が示されていますから、関心のある方はホームページをご覧になってください。今回の改定の最大のポイントは、従来の局長通知から大臣告示に切り替えられたことです。これは保育所保育指針が幼稚園教育要領と同レベルに引き上げられたことを意味します。

更に改定により、保育所は従来の養護機能に加え、教育機能を持つことが明記されました。教育機能とは、簡単に言えば、幼稚園が行う保育5領域を指します。これまでも保育所では幼児教育を行ってきましたが、それが正規に位置づけられたということです。これにより、幼稚園と保育所の重なりは極めて大きくなります。

09年度より学校評価が義務化 幼稚園教育の価値を世間に示す機会

次に、3つめの幼稚園と家庭のつながりについて説明します。教育基本法には、幼児期の教育は家庭や地域社会との連携で進めるものと明記されています。ここで言う幼児期の教育とはかなり広い意味で、幼稚園の教育課程のみを指してはいません。子育て支援をはじめとした教育課程外の取り組みを含め、家庭や地域との連携が重い意味を持つことを表しています。

そして<u>4</u>つめは、公立と私立の幼稚園のつながりです。同じ幼稚園教育要領に沿いながら、従来、公立と私立が合同で教育に取り組む体制はほとんどありませんでした。その断絶を修復し、ともに手を携えて幼稚園教育を充実させるのは、今後の大きな課題と言えます。

その具体的な方策の一つが、私立幼稚園への補助金の増額です。補助金には就園奨励費と私学補助がありますが、文科省は就園奨励費を増やし、その分、保育料を引き下げて保護者の経済的負担を軽減しようとしています。これは一つには少子化への対策です。保育料を公立並みにするのは難しいでしょうが、最終的にはそれに近いレベルを実現するのが文科省の考えです。また、私立幼稚園は、たとえ黒字経営でも、公立に比べて教職員への

無藤 隆(むとう たかし)

白梅学園大学子ども学部教授。

お茶の水女子大学生活科学部教授 などを経て現在に至る。中央教育 審議会では教育制度分科会、初等 中等教育分科会などで委員として 活躍。専門は発達心理学・教育心 理学、幼児教育・学校教育。著書 に『学校のリ・デザイン一総合的 学習による学校の改革』(東洋館出 版社)、編著に『THE保育―101の提 言』(フレーベル館) など。







待遇が悪く、それゆえに教職員の勤務年数が短く、資質の向上が困難という問題を抱えています。補助金の増額はその対策にも有効でしょう。実際、厳しい財政難にもかかわらず、私立幼稚園への補助金は徐々に増加しています。

更に幼稚園教育のあり方を明確化させる重要な施策について、ここで言及しておきましょう。学校教育法の改正により、09年度から、すべての幼稚園に自己評価とその情報公開が義務づけられました。公立は地方教育委員会、私立は全日本私立幼稚園連合会の方向づけのもとで実施されます。数年後には、保護者や地域住民などによる関係者評価も取り入れられる予定です。かなり大変な作業になりますが、幼稚園教育の価値を世間に示す意味では絶好のチャンスと心得てください。教職員の資質や教育環境の改善にも非常に役立つはずです。



近年、小中高で指摘され始めた課題を受けて「健康」や「人間関係」の領域に新たな視点を追加

「健康」の領域では運動の充実と 食育の取り組みなどがスタート

それでは、本題である幼稚園教育要領の改訂のポイントに移りましょう。繰り返しになりますが、従来の内容には手が加えられていません。以下の項目が付け加えられたとお考えください。

健康領域に関しては、3点が挙げられています。1つは心身の健康、とりわけ運動の充実です。その背景にあるのは子どもの運動能力の低下に他なりません。文科省による小中高対象の体力調査では、ここ5年ほどは下げ止まりの傾向にあるものの、過去20年間の数値は一貫して低下しています。数年に一度の幼児対象の調査でも、同様の結果が表れています。これは当然ですが、結果には個人差が大きいです。例えば、運動部の中学生は数値が高いし、毎日がテレビゲームばかりの子は低い傾向があります。しかし、幼稚園では個人差だけでなく、園による差が大きいことに注目する必要があります。

その原因は何なのでしょうか。遊び中心の園と、体操教室や朝マラソンを取り入れる園を比べると、どちらの結果が高いとお考えになりますか。実は後者ほど、数値が低い傾向があるのです。不思議に思われるかもしれませんが、さほど驚くことではありません。以前、ある園で体操のお兄さんによる跳び箱の指導を視察しました。なるほど上手に教えていましたが、順番の個別指導ですから、ほとんどの時間は座って見ているだけです。それではかえって運動量が少なくなるのは当然です。朝マラソンも良いのですが、10分ほどでは大した運動にはならないし、動きも単調です。それよりも、鬼ごっこやドッジボールといった遊びを通し、楽しみながら、色々な動きをする方が運動効果は高いのです。

2つめは「食育」への言及です。05年に食育基本法が成立し、厚生労働省から食育プログラムが発表されて、小学校や保育所で取り組みが進められています。食育は決して難しい内容ではありません。「いろいろな食品を食べよう」「友達と楽しく食べよう」「よくかんで食べよう」といった基本的な指導が中心です。午前中に十分に活動させて空腹の状態で食べさせる、園児が栽培した野菜を調理する、といった工夫も効果的でしょう。ただし、保護者が作った弁当を持参する園では指導が難しいですし、業者から安価な弁当を仕入れている園もあるでしょう。そうした園で、どのような指導を取り入れるか、今後の検討が必要です。

3つめに、健康領域で強調されているのが生活習慣に関する指導です。近年、オムツの取れない3歳児、独力で着替えられない子など、生活習慣の自立の遅れが目立ちます。「早寝早起き朝ごはん」を含め、本来は家庭での指導の範疇と言えますが、幼稚園が引き受けざるを得ない部分があるのも事実です。こうした生活習慣の指導は、とりわけ家庭との連携が肝要になります。



今回の改訂で最も追加が多い 「人間関係」に関する領域

新しい幼稚園教育要領で、最も改訂されているのが人間関係に関する領域です。その背景には、小中高において、コミュニケーション能力や耐性、規範意識などに課題が広がっている現状があります。この領域の4つの改訂ポイントを説明しましょう。

1つは協同性を伸ばすことです。協同性を伸ばす学びは、時折、誤解されますが、教員が子どもを集めて一斉に学ばせることではありません。子ども自身が共通の目的を見つけ出し、あるいは作り出し、話し合いなどを通して実現に向けて努力するように働きかけるのが、ここで言う協同性を伸ばす指導です。しかも、その活動は、当日では終わらず、数日間、あるいは数週間をかけて継続しなくてはなりません。その中で子どもたちが先のイメージを共有し、考え、話し合い、ときに対立しながら、目標に向けて努力するように促すのです。

発表会の出し物として、劇をすることになったとしましょう。子どもたちが分担してセリフや道具などを制作する必要がありますが、それらを子どもだけで進めるのは5歳児でも容易ではありません。飽きっぽい子が遊び始めたり、意見が衝突したりすることもあるでしょう。それでも、教師は相談相手になるだけで、子どもの自主性を重んじる。そのように共通の目的を目指し、子どもたち自身が工夫するプロセスから、協同性は養われます。

2つめに人間関係の領域では、中高生などの規範意識の低下を受けて、規範意識に関する記述も追加されました。幼稚園児の規範意識が下がっているとは思いませんが、おそらく幼児期から丁寧に育てようという狙いがあるのでしょう。

規範意識というと重々しい表現ですが、要するに、「廊下を走らない」「道具は決まった場所に置く」といった園内の約束事や社会一般のルールを守らせることだと考えてください。ルールを守らない子には、どのような指導をすれば良いのでしょうか。例えば、ドッジボールなどで「勝ちたい」という思いから、ルール違反をする子がいるとします。子どもの間には対立が起きますが、ルールを守るように働きかけたり、新たなルールを加えたりして折り合いを付けるように、子どもたちを促しましょう。そういう過程を通して規範意識や自己抑制心は育ちます。

3つめに、自分に自信を持って行動させるように導くことが人間関係の領域に加えられました。自分への自信は、小中高では自尊感情や有能感といった言葉で表されますが、要するに自分の良さを感じつつ、物事に前向きに取り組もうとする気持ちです。普通、幼児期には誰もがそうした気持ちを持ちますが、国際比較調査では、中学生くらいから、日本の子どもは自尊感情や有能感が低下することが明らかになっています。その原因となる時期は分かりませんが、いずれにしろ、幼児期から友達や教員に認められる経験を積ませることが大切であるのは明らかです。

4つめに、子どもが安心して園で過ごすために、家族の愛情を感じ取れることも重視されています。入園直後には家族から離れる子どもの気持ちに配慮する必要がありますし、園内の誕生会に保護者を招待したり、母の日や父の日、敬老の日などに家族に宛てて手紙を書かせたりするのも良いでしょう。既にこうした指導を取り入れている園は多いかもしれませんが、今一度、子どもに家族の愛情を意識させる指導を見直してください。

「環境」や「表現」「言葉」の領域にも新たな項目が登場更に09年度から本格的な幼小連携がスタート

「環境」や「言葉」の領域では 考える姿勢をより一層重視

次に環境の領域に移りましょう。現行の幼稚園教育要領では、「好奇心」「探究心」といっ

たキーワードを通し、身の回りの環境にかかわるように記されています。 今回の改訂では、 そこに「思考力」の芽生えが加えられました。

例えば、寒い朝、バケツの水に氷が張っているとします。その現象に興味を持つのは好 奇心ですし、「他の場所にも張っているか」「どの場所の氷が最も厚いか」などを知りたが るのは探究心です。更に一歩進み、「どうして、こっちの氷が厚いのか」などと考え始め るのが、思考力の芽生えです。この例から分かるように、思考力は、好奇心や探究心の同 一線上に芽生えます。

一方、言葉の領域には、2つのポイントがあります。1つは、他人の話をよく聞き、伝え合いができるようにすること。いわゆる小1プロブレムでは、しばしば「幼児期に人の話を聞けるように指導してほしい」といった要求を耳にします。必ずしも幼稚園の指導不足が原因とは思いませんが、やるべきことはやるという気持ちは大事でしょう。

幼稚園では、人の話を黙って聞かせるよりは、友達の発表を聞いて思い出したことを話させたり、分からないことを質問させるなど、「聞く・話す・伝える」が絡み合う指導が中心になります。その経験を十分に積ませる指導で問題ありません。また、多くの園で絵本を読み聞かせていると思いますが、その時間にも人の話を聞いて理解するための集中力や注意力が育ちます。

言葉の領域では、2つめに思考のための言葉を養うことにも重点を置いています。従来、言葉に関する指導は、感情表現やコミュニケーションの側面に傾いていました。もちろん、それも大切ですが、幼児期には、思考のための言葉も獲得しつつあることに注目してください。先ほどの氷の例で言えば、「どうしてだろう」「こういう理由じゃないか」といった言葉が、まさに思考のための言葉です。

表現の領域に話を進めましょう。この領域では、表現のプロセスを大切にすることが付け加えられています。これは、どういうことでしょうか。教員は完成された作品にこだわらず、表現したいという子どもの気持ちに注意して指導してほしいということです。例えば、ある園では一人ひとりの絵画の脇に、教員の解説として制作中に子どもが発した言葉が細かく記録されていました。これは表現のプロセスを重視した指導の好例です。表現のプロセスを見取りながら、周りの環境をどう変えていくか。どのような言葉をかけるか。あるいは言葉をかけず、子どもの気持ちに任せるのか。そのように、表現を引き出すための環境設定や教材、声かけなどは、もう少し検討の余地があるでしょう。





予育で支援や保育参加など教育課程外の活動にも言及

幼稚園教育要領は、ご存じのように、第1章は総則、第2章は保育5領域、そして第3章は指導計画作成上の留意事項という構成です。この指導計画には大きな2つの視点が取り入れられました。

1つは、体験の多様性、および体験の関連性の重視です。やや抽象的な表現ですが、簡単に説明すると、「様々な体験をしましょう。そして、次の体験につなげましょう」という理解でよろしいと思います。

例えば、子どもたちがサッカーを始め、次第にルールが整っていきます。そしてサッカーの点数板を作成し、それがカルタやトランプなどでも応用されるという体験のつながりを、私は実際に目にしました。注意すべきは、一日や一週間ではなく、もっと大きな視野で考えることです。短期間に体験を詰め込めば、つながりは生まれにくいし、窮屈な時間割になってしまいます。

指導計画については、2つめに保護者と連携し幼児教育への理解を求め、その支援を受けることも重視されています。これに関しては、園と家庭とのつながりとして前述いたしました。これからは、「助けてもらえることは助けてもらう」という意識を持つと良いと思います。とくに、特技を持つ保護者や地域住民の協力を得れば、教育の幅を広げることが可能です。

保護者の理解を深めるには、近年、広がっている子育て支援や保育参加が有効でしょう。 とくに保育参加では、見るだけでなく、実際に保育に参加することで、保育とはどのよう なものかを知ってもらえます。幼稚園が遊びを大切にすることの意味は、保護者自身が子 どもたちと一緒に遊ぶ中で理解できるでしょう。更に、保護者とのコミュニケーションの 手段としては、園だよりの発行や各種発表会、送迎時の説明、また最近では携帯電話の活 用も広がっているようです。

今回の改訂では、教育課程外の活動に関しても言及されています。その一つは、保護者の悩みに答えたり、保護者同士のおしゃべりの場を提供する子育て支援です。PTA活動やサークル活動を充実させるほか、未就園の親子の訪問を受け入れる園も増えてきました。今後、こうした取り組みがますます求められるのは明らかで、学校教育法にも子育て支援に関する記述が加えられています。むろん、努力規定ですので、できる範囲で必要な取り組みを導入する気持ちで良いと思います。

預かり保育に関しても特記されています。教育課程外の保育とはいえ、もし導入するのなら、教育活動としての計画を明確にすることが求められています。

09年度から本格化する 幼小連携を成功に導くには

最後に、今回の改訂でも重要なポイントの幼小連携についてお話ししましょう。09年度以降、小学校は生活科の授業で、近隣の幼稚園や保育園と交流をすることが義務づけられました。これまでも、温度差はありましたが、幼小連携の実践は進められてきました。ただし、教育委員会の指導のもと、公立の小学校と幼稚園が取り組むケースが多く、私立幼稚園や保育所が蚊帳の外だった状況は否めません。確かに、小学校が校区内のすべての幼稚園や保育所と平等に交流するのは無理があります。しかし、09年度以降は原則として、多少なりとも、すべての幼稚園や保育所と交流することになります。

幼小連携では何を心がけるべきでしょうか。まず、教職員同士のつながりを強化するとともに、指導計画でしっかりと活動を位置づけることが必要でしょう。幼小連携は労力や時間を要しますから、「小学校がやるから子どもを出す」といった消極的な態度では務まりません。連携委員会の設置、担当者の選出、教職員の合同研修なども、取り組みを深めるには有効でしょう。

近年は、子どもについての情報交換も進んでいます。以前から幼稚園には指導要録を小学校に提出する義務がありましたが、今後は保育所でも同様の保育要録が導入されます。 書面だけではなく、子どもに関しての情報交換会も広がってきました。とくに、特別に支援を必要とする子や指導が困難な子をめぐっての連携が進みつつあります。

幼小のカリキュラムの接続も、大きな課題の一つです。ここまで、今後の幼稚園教育に必要な視点を述べましたが、その中でも、<u>とくに自己抑制や学びの協同性、更には体験・学びの多様性と関連性といった視点から、一貫性のあるカリキュラムを作り上げるのが良いと考えています。</u>

同時に、スムーズな接続を図るために、<u>年長の3学期から小1の1学期にかけての教育のあり方を、互いに話し合うことも重要でしょう。</u>幼稚園では小学校を念頭に置いて何ができるのかを考え、逆に小学校では1年生の1学期に生活科を中心に合科・総合的な学習を増やすことが必要ではないでしょうか。

以上、幼稚園教育要領の改訂を中心に今後の幼児教育に求められる視点をお話しさせていただきました。より充実した幼稚園教育を実現させる上で、少しでも参考にしていただければ幸いです。

